

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）（附則第十八条関係）

改正案	現行
<p>第九条の二 金融業（銀行業、信託業、保険業、無尽業及び証券業をいう。以下同じ。）以外の事業を営む株式会社（持株会社たる株式会社を除く。）であつて、その資本の額が三百五十億円以上又はその純資産の額（最終の貸借対照表による資産の合計金額から負債の合計金額を控除して得た額をいい、当該貸借対照表に係る事業年度終了の日後において商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百八十条ノ二の規定による新株の発行、新株引受権付社債に付された新株の引受権の行使による新株の発行、株式交換、合併又は社債の株式への転換があつた場合には、これらによる純資産の増加額を加えた額をいう。以下この条において同じ。）が千四百億円以上であるものは、その取得し、又は所有する他の国内の会社の株式の取得価額の合計額が自己の資本の額に相当する額又は純資産の額に相当する額のいずれが多い額（以下「基準額」という。）を超えることとなる場合には、当該基準額を超えて他の国内の会社の株式を取得し、又は所有してはならない。ただし、次の各号の一に該当する場合における当該株式の取得又は所有については、この限りでない。</p> <p>一〜八（略）</p> <p>九 担保権の行使又は代物弁済の受領により国内の会社の株式を取得し、又は所有する場合。ただし、取得の日から一年（会社更生</p>	<p>第九条の二 金融業（銀行業、信託業、保険業、無尽業及び証券業をいう。以下同じ。）以外の事業を営む株式会社（持株会社たる株式会社を除く。）であつて、その資本の額が三百五十億円以上又はその純資産の額（最終の貸借対照表による資産の合計金額から負債の合計金額を控除して得た額をいい、当該貸借対照表に係る事業年度終了の日後において商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百八十条ノ二の規定による新株の発行、新株引受権付社債に付された新株の引受権の行使による新株の発行、株式交換、合併又は社債の株式への転換があつた場合には、これらによる純資産の増加額を加えた額をいう。以下この条において同じ。）が千四百億円以上であるものは、その取得し、又は所有する他の国内の会社の株式の取得価額の合計額が自己の資本の額に相当する額又は純資産の額に相当する額のいずれが多い額（以下「基準額」という。）を超えることとなる場合には、当該基準額を超えて他の国内の会社の株式を取得し、又は所有してはならない。ただし、次の各号の一に該当する場合における当該株式の取得又は所有については、この限りでない。</p> <p>一〜八（略）</p> <p>九 担保権の行使又は代物弁済の受領により国内の会社の株式を取得し、又は所有する場合。ただし、取得の日から一年（会社更生</p>

法（昭和二十七年法律第七十二号）第二百六十五条（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第四百七条及び第六十条の百三十七において準用する場合を含む。）の規定により代物弁済による取得とみなされる株式については、更生手続終結の決定がされた日から一年）以内において所有する場合に限る。

十・十一（略）

）（略）

法（昭和二十七年法律第七十二号）第二百六十五条（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第四百七条において準用する場合を含む。）の規定により代物弁済による取得とみなされる株式については、更生手続終結の決定がされた日から一年）以内において所有する場合に限る。

十・十一（略）

）（略）

中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）（附則第十九条關係）

改正案	現行
<p>（商法等の準用） 第九条の七の五（略）</p> <p>2 保険業法（平成七年法律第百五号）第二百七十五条第一項（第一号及び第三号を除く。）（保険募集の制限）の規定は火災共済協同組合の火災共済契約の募集について、同法第二百八十三条（所属保険会社の賠償責任）の規定は火災共済協同組合の役員及び使用人並びに当該火災共済協同組合の組合員並びにその役員及び使用人が行う当該火災共済協同組合の火災共済契約の募集について、同法第二百九十四条（権限の明示）の規定は火災共済契約の募集を行う火災共済協同組合の役員及び使用人並びに当該火災共済協同組合の組合員並びにその役員及び使用人について、同法第二百九十五条（自己契約の禁止）の規定は火災共済契約の募集を行う組合員について、同法第二百九十八条（第八号を除く。）（禁止行為）の規定は火災共済協同組合及びその組合員（これらの者の役員及び使用人を含む。）について、同法第三百零五条（立入検査等）、第三百零六条（業務改善命令）及び第三百零七条第一項（第一号及び第二号を除く。）（登録の取消し等）の規定は火災共済契約の募集を行う組合員について、同法第三百一十一条（検査職員の証票の携帯及び提示等）の規定はこの項において準用する同法第三百零五条の規定による立入り、質問又は</p>	<p>（商法等の準用） 第九条の七の五（略）</p> <p>2 保険業法（平成七年法律第百五号）第二百七十五条（第一号及び第三号を除く。）（保険募集の制限）の規定は火災共済協同組合の火災共済契約の募集について、同法第二百八十三条（所属保険会社の賠償責任）の規定は火災共済協同組合の役員及び使用人並びに当該火災共済協同組合の組合員並びにその役員及び使用人が行う当該火災共済協同組合の火災共済契約の募集について、同法第二百九十四条（権限の明示）の規定は火災共済契約の募集を行う火災共済協同組合の役員及び使用人並びに当該火災共済協同組合の組合員並びにその役員及び使用人について、同法第二百九十五条（自己契約の禁止）の規定は火災共済契約の募集を行う組合員について、同法第二百九十八条（第八号を除く。）（禁止行為）の規定は火災共済協同組合及びその組合員（これらの者の役員及び使用人を含む。）について、同法第三百零五条（立入検査等）、第三百零六条（業務改善命令）及び第三百零七条第一項（第一号及び第二号を除く。）（登録の取消し等）の規定は火災共済契約の募集を行う組合員について、同法第三百一十一条（検査職員の証票の携帯及び提示等）の規定はこの項において準用する同法第三百零五条の規定による立入り、質問又は検査を</p>

検査をする職員について、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百七十五条第一項第二号中「損害保険会社（外国損害保険会社等を含む。以下この編において同じ。）」とあるのは「火災共済協同組合」と、「次条の登録を受けた損害保険代理店」とあるのは「組合員」と、同法第二百九十五条第二項並びに第三百条第一項第七号及び第九号中「内閣府令」とあるのは「主務省令」と、同法第三百五条及び第三百六条中「内閣総理大臣」とあるのは「行政庁」と、同法第三百七条第一項中「内閣総理大臣」とあるのは「行政庁」と、「次の各号のいずれかに該当するときは、第二百七十六条若しくは第二百八十六条の登録を取り消し、又は」とあるのは「第三号に該当するときは、」と、「業務の全部若しくは一部」とあるのは「募集」と読み替えるものとする。

第一百十二条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金の処する。

- 一 第九条の七の五第二項において準用する保険業法第二百七十五条第一項の規定に違反して火災共済契約の募集を行った者

二 (略)

する職員について、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百七十五条第二号中「損害保険会社（外国損害保険会社等を含む。以下この編において同じ。）」とあるのは「火災共済協同組合」と、「次条の登録を受けた損害保険代理店」とあるのは「組合員」と、同法第二百九十五条第二項並びに第三百条第一項第七号及び第九号中「内閣府令」とあるのは「主務省令」と、同法第三百五条及び第三百六条中「内閣総理大臣」とあるのは「行政庁」と、同法第三百七条第一項中「内閣総理大臣」とあるのは「行政庁」と、「次の各号のいずれかに該当するときは、第二百七十六条若しくは第二百八十六条の登録を取り消し、又は」とあるのは「第三号に該当するときは、」と、「業務の全部若しくは一部」とあるのは「募集」と読み替えるものとする。

第一百十二条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金の処する。

- 一 第九条の七の五第二項において準用する保険業法第二百七十五条の規定に違反して火災共済契約の募集を行った者

二 (略)

改正案	現行
<p>（事業停止及び強制管理命令） 第五十二条（略）</p> <p>2 保険業法第二編第十章第一節第二款（第二百四十六条から第二百四十七条の五まで及び第二百四十九条から第二百四十九条の四までを除く。）（業務及び財産の管理）の規定は、前項の業務及び財産の管理の命令があつた場合について準用する。この場合において、これらの規定中「保険会社」とあるのは、「組合」と読み替えるものとする。</p> <p>第五十九条 次の各号の一に該当する場合には、組合の発起人、理事、監事、参事、設立委員、清算人又は第五十二条第二項において準用する保険業法第二百四十二条第二項若しくは第四項の規定により選任された保険管理人は、三万円以下の過料に処する。</p> <p>一〜十三（略）</p> <p>第六十条 次の各号の一に該当する場合には、組合の発起人、理事、監事、参事、清算人又は第五十二条第二項において準用する保険業法第二百四十二条第二項若しくは第四項の規定により選任された保険管理人は、一万円以下の過料に処する。</p>	<p>（事業停止及び強制管理命令） 第五十二条（略）</p> <p>2 保険業法第二編第十章第一節第二款（第二百四十六条、第二百四十七及び第二百四十九条を除く。）（業務及び財産の管理）の規定は、前項の業務及び財産の管理の命令があつた場合について準用する。この場合において、これらの規定中「保険会社」とあるのは、「組合」と読み替えるものとする。</p> <p>第五十九条 次の各号の一に該当する場合には、組合の発起人、理事、監事、参事、設立委員、清算人又は第五十二条第二項において準用する保険業法第二百四十二条第二項の規定により選任された保険管理人は、三万円以下の過料に処する。</p> <p>一〜十三（略）</p> <p>第六十条 次の各号の一に該当する場合には、組合の発起人、理事、監事、参事、清算人又は第五十二条第二項において準用する保険業法第二百四十二条第二項の規定により選任された保険管理人は、一万円以下の過料に処する。</p>

一
五
(略)

一
五
(略)

改正案	現行
<p>（形式的な所有権の移転等に対する不動産取得税の非課税） 第七十三条の七 道府県は、次の各号に掲げる不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>二の二 会社更生法（昭和二十七年法律第七十二号）第二百二十六条（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号。以下本号及び第六百九十九条の四第二項第三号において「更生特例法」という。）第百十九条又は第百六十条の百二において準用する場合を含む。）<u>、更生特例法第十一条（更生特例法第百十八条において準用する場合を含む。）又は更生特例法第十八条の九（更生特例法第百六十条の百一において準用する場合を含む。）の規定により更生計画において会社、協同組織金融機関（更生特例法第二条第二項に規定する協同組織金融機関をいう。以下本号及び第六百九十九条の四第二項第三号において同じ。）又は相互会社（更生特例法第二条第六項に規定する相互会社をいう。以下本号及び第六百九十九条の四第二項第三号において同じ。）から新会社、新協同組織金融機関又は新相互会社に移転すべき不動産を定めた場合における新会社、新協同組織金融機関又は新相互会社の当該不動産の取得</u></p>	<p>（形式的な所有権の移転等に対する不動産取得税の非課税） 第七十三条の七 道府県は、次の各号に掲げる不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>二の二 会社更生法（昭和二十七年法律第七十二号）第二百二十六条（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号。以下本号及び第六百九十九条の四第二項第三号において「更生特例法」という。）第百十九条において準用する場合を含む。）<u>又は更生特例法第十一条（更生特例法第百十八条において準用する場合を含む。）の規定により更生計画において会社又は協同組織金融機関（更生特例法第二条第二項に規定する協同組織金融機関をいう。以下本号及び第六百九十九条の四第二項第三号において同じ。）から新会社又は新協同組織金融機関に移転すべき不動産を定めた場合における新会社又は新協同組織金融機関の当該不動産の取得</u></p>

三十七 (略)

(自動車取得税の非課税)

第六百九十九条の四 (略)

2 道府県は、次に掲げる自動車の取得に対しては、自動車取得税を課することができない。

一・二 (略)

三 会社更生法第二百二十六条(更生特例法第百十九条又は第百六十条の百一において準用する場合を含む。)、更生特例法第百一十條(更生特例法第百八条において準用する場合を含む。)、又は更生特例法第百八条の九(更生特例法百六十条の百一において準用する場合を含む。)(の規定により更生計画において会社、協同組織金融機関又は相互会社から新会社、新協同組織金融機関又は新相互会社に移転すべき財産を定めた場合における新会社、新協同組織金融機関又は新相互会社の自動車の取得

四十八 (略)

3 (略)

附則

(不動産取得税の非課税)

第十條 (略)

2、8 (略)

9 道府県は、保険業法第二百六十条第六項に規定する承継保険会社

三十七 (略)

(自動車取得税の非課税)

第六百九十九条の四 (略)

2 道府県は、次に掲げる自動車の取得に対しては、自動車取得税を課することができない。

一・二 (略)

三 会社更生法第二百二十六条(更生特例法第百十九条において準用する場合を含む。)(又は更生特例法第百一十條(更生特例法第百八条において準用する場合を含む。)(の規定により更生計画において会社又は協同組織金融機関から新会社又は新協同組織金融機関に移転すべき財産を定めた場合における新会社又は新協同組織金融機関の自動車の取得

四十八 (略)

3 (略)

附則

(不動産取得税の非課税)

第十條 (略)

2、8 (略)

(新設)

が、保険契約者保護機構の同法第二百七十条の三の二第六項の規定による同項第二号の決定を受けて行う破綻^{たん}保険会社（同法第二百六十条第二項に規定する破綻^{たん}保険会社をいう。次項において同じ。）の保険契約の移転に係る移転契約に基づいて不動産を取得した場合には、当該決定が平成十四年三月三十一日までになされたときに限り、第七十二条の二第一項の規定にかかわらず、当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

10) 道府県は、保険業法附則第一条の二の三第一項第一号に規定する協定銀行が、同項に規定する協定の定めにより同法附則第一条の二の四第一項第一号に規定する保険契約者保護機構の委託を受けて行う破綻^{たん}保険会社、同法第二百七十条の三の六第一項第一号に規定する協定承継保険会社又は同法第二百七十四条第九項に規定する清算保険会社の資産の買取りにより不動産を取得した場合には、当該委託の申出が平成十四年三月三十一日までになされたときに限り、第七十二条の二第一項の規定にかかわらず、当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

（特別土地保有税の非課税）

第三十一条の二（略）

第三十一条の二の二 市町村は、土地の取得で附則第十条第六項若しくは第八項から第十項まで又は第十一条第十九項若しくは第二十七項の規定の適用がある取得に該当するものに対しては、第五百八十

（新設）

（特別土地保有税の非課税）

第三十一条の二（略）

第三十一条の二の二 市町村は、土地の取得で附則第十条第六項若しくは第八項又は第十一条第十九項若しくは第二十七項の規定の適用がある取得に該当するものに対しては、第五百八十五条第一項の規

2
(略)
五条第一項の規定にかかわらず、土地の取得に対して課する特別土地保有税を課することができない。

2
(略)
定にかかわらず、土地の取得に対して課する特別土地保有税を課することができない。

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）（附則第二十二條関係）

改正案	現行
<p>第六十七條の九の二 特定親会社が商法第三百五十二條第一項の株式交換（保険業法第九十二條の五第一項の株式交換を含む。）により特定子会社の株主に新株を発行することに代えて自己の株式を移転したときは、当該株式交換に係る交換時の直前における当該自己の株式の帳簿価額を、その交換時における当該自己の株式の価額であるとして、当該特定親会社の各事業年度の所得の金額を計算するものとする。</p> <p>第六十七條の九の三 商法第三百六十四條第一項の株式移転（保険業法第九十二條の八第一項の株式移転を含む。）が行われた場合において、特定子会社（当該株式移転により商法第三百五十二條第一項の完全子会社となつた法人をいう。以下この条において同じ。）が特定親会社（当該株式移転により同法第三百五十二條第一項の完全親会社となつた法人をいう。以下この条において同じ。）に対して子会社株式等の譲渡（次に掲げる要件を満たすものに限る。）をしたときは、その譲渡による利益の額に相当する金額（第三項において「子会社株式等の譲渡利益相当額」という。）は、当該特定子会社そのその譲渡をした日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。</p>	<p>第六十七條の九の二 特定親会社が商法第三百五十二條第一項の株式交換により特定子会社の株主に新株を発行することに代えて自己の株式を移転したときは、当該株式交換に係る交換時の直前における当該自己の株式の帳簿価額を、その交換時における当該自己の株式の価額であるとして、当該特定親会社の各事業年度の所得の金額を計算するものとする。</p> <p>第六十七條の九の三 商法第三百六十四條第一項の株式移転が行われた場合において、特定子会社（当該株式移転により同法第三百五十二條第一項の完全子会社となつた法人をいう。以下この条において同じ。）が特定親会社（当該株式移転により同法第三百五十二條第一項の完全親会社となつた法人をいう。以下この条において同じ。）に対して子会社株式等の譲渡（次に掲げる要件を満たすものに限る。）をしたときは、その譲渡による利益の額に相当する金額（第三項において「子会社株式等の譲渡利益相当額」という。）は、当該特定子会社そのその譲渡をした日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。</p>

2 ~ 6 (略)	2 ~ 6 (略)
11 ~ 13 (略)	11 ~ 13 (略)

改正案	現行
<p>（更生手続等が開始した場合の徴収の所轄庁の特例）</p> <p>第四十四条 株式会社、協同組織金融機関（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第二条第二項に規定する協同組織金融機関をいう。以下この項において同じ。）又は相互会社（同条第六項に規定する相互会社をいう。以下この項において同じ。）については、更生手続又は企業担保権の実行手続の開始があつた場合には、当該会社、協同組織金融機関又は相互会社の国税を徴収することができる国税局長、税務署長又は税関長は、当該会社、協同組織金融機関又は相互会社の本店又は主たる事務所（外国に本店を有する株式会社については、この法律の施行地内にある主たる営業所。以下この項において同じ。）の所在地を所轄する国税局長、税務署長又は税関長に対し、その徴収することができる国税の徴収の引継ぎをすることができる。ただし、更生事件がその本店若しくは主たる事務所以外の営業所若しくは事務所又は財産の所在地を管轄する地方裁判所に移送されたときは、その地方裁判所の所在地を所轄する国税局長、税務署長又は税関長に徴収の引継ぎをすることができる。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（更生手続等が開始した場合の徴収の所轄庁の特例）</p> <p>第四十四条 株式会社又は協同組織金融機関（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第二条第二項に規定する協同組織金融機関をいう。以下この項において同じ。）については、更生手続又は企業担保権の実行手続の開始があつた場合には、当該会社又は協同組織金融機関の国税を徴収することができる国税局長、税務署長又は税関長は、当該会社又は協同組織金融機関の本店又は主たる事務所（外国に本店を有する株式会社については、この法律の施行地内にある主たる営業所。以下この項において同じ。）の所在地を所轄する国税局長、税務署長又は税関長に対し、その徴収することができる国税の徴収の引継ぎをすることができる。ただし、更生事件がその本店若しくは主たる事務所又は財産の所在地を管轄する地方裁判所に移送されたときは、その地方裁判所の所在地を所轄する国税局長、税務署長又は税関長に徴収の引継ぎをすることができる。</p> <p>2 （略）</p>

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～十六（略）</p> <p>十七 資本積立金額 次に掲げる金額のうち法人が留保している金額の合計額をいう。</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>八 商法第三百五十二条第一項（株式交換）の株式交換（保険業法（平成七年法律第百五号）第九十二条の五第一項（組織変更）における株式交換）の株式交換（以下この号において「保険株式交換」という。）を含む。）又は商法第三百六十四条第一項（株式移転）の株式移転（保険業法第九十二条の八第一項（組織変更における株式移転）の株式移転（以下この号において「保険株式移転」という。）を含む。）による商法第三百五十二条第一項の完全親会社の完全子会社株式（同項の完全子会社となる法人の株式で当該完全親会社が当該株式交換又は当該株式移転により当該完全子会社の株主から受け入れた株式）（保険株式交換又は保険株式移転の場合にあつては、保険業法第九十二条の五第一項又は同法第九十二条の八第一項に規定する組織変</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～十六（略）</p> <p>十七 資本積立金額 次に掲げる金額のうち法人が留保している金額の合計額をいう。</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>八 商法第三百五十二条第一項の株式交換又は同法第三百六十四条第一項の株式移転による同法第三百五十二条第一項の完全親会社の完全子会社株式（同項の完全子会社となる法人の株式で当該完全親会社が当該株式交換又は当該株式移転により当該完全子会社の株主から受け入れた株式をいう。）の受入価額から当該株式交換により増加した資本の金額その他の政令で定める金額の合計額又は当該株式移転により設立された当該完全親会社の資本の金額その他の政令で定める金額の合計額を控除した金額</p>

更後の株式会社となる法人の株式で当該完全親会社が当該保険株式交換又は当該保険株式移転により受け入れた株式)をいう。
。の受入価額から当該株式交換により増加した資本の金額その他の政令で定める金額の合計額又は当該株式移転により設立された当該完全親会社の資本の金額その他の政令で定める金額の合計額を控除した金額

二ト (略)

十八〜四十八 (略)

(保険会社の契約者配当の損金算入)

第六十条 保険業法に規定する保険会社が各事業年度において保険契約に基づき保険契約者に対して分配する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。ただし、当該分配する金額が政令で定める金額を超える場合は、その超える部分の金額については、この限りでない。

2 (略)

二ト (略)

十八〜四十八 (略)

(保険会社の契約者配当の損金算入)

第六十条 保険業法(平成七年法律第百五号)に規定する保険会社が各事業年度において保険契約に基づき保険契約者に対して分配する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。ただし、当該分配する金額が政令で定める金額を超える場合は、その超える部分の金額については、この限りでない。

2 (略)

改正案	現行
<p>（一括清算と破産手続等との関係）</p> <p>第三条 破産宣告、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定（以下この条において「破産宣告等」という。）がなされた者が、一括清算の約定をした基本契約書に基づき特定金融取引を行っていた金融機関等又はその相手方である場合には、当該基本契約書に基づいて行われていたすべての特定金融取引についてこれらの者が有する次の各号に掲げる法律に規定する当該各号に定める財産又は債権は、当該破産宣告等に係る一括清算事由が生じたことにより、それぞれ、当該破産宣告等がなされた者が当該約定に基づき有することとなつた一の債権又はその相手方が当該約定に基づき有することとなつた一の債権とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 会社更生法（昭和二十七年法律第百七十二号）又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）の更生手続開始の時に株式会社若しくは同法第二条第二項に規定する協同組織金融機関若しくは同条第六項に規定する相互会社に属する財産又は更生債権</p>	<p>（一括清算と破産手続等との関係）</p> <p>第三条 破産宣告、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定（以下この条において「破産宣告等」という。）がなされた者が、一括清算の約定をした基本契約書に基づき特定金融取引を行っていた金融機関等又はその相手方である場合には、当該基本契約書に基づいて行われていたすべての特定金融取引についてこれらの者が有する次の各号に掲げる法律に規定する当該各号に定める財産又は債権は、当該破産宣告等に係る一括清算事由が生じたことにより、それぞれ、当該破産宣告等がなされた者が当該約定に基づき有することとなつた一の債権又はその相手方が当該約定に基づき有することとなつた一の債権とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 会社更生法（昭和二十七年法律第百七十二号）又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）の更生手続開始の時に株式会社若しくは同法第二条第二項に規定する協同組織金融機関に属する財産又は更生債権</p>

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）（附則第二十六条関係）

改正案	現行
<p>別表（第二条、第十三条、第二十二條、第四十二條、第五十六條、第五十九條関係）</p> <p>一～五十四（略）</p> <p>五十五 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）<u>第百九十五条第一項（協同組織金融機関の理事等の詐欺更生）</u>若しくは第二項（相互会社の取締役等の詐欺更生）又は第百九十六条第一項（協同組織金融機関に関する第三者の詐欺更生）若しくは第二項（相互会社に関する第三者の詐欺更生）の罪</p> <p>五十六～六十（略）</p>	<p>別表（第二条、第十三条、第二十二條、第四十二條、第五十六條、第五十九條関係）</p> <p>一～五十四（略）</p> <p>五十五 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）<u>第百九十五条第一項（詐欺更生）</u>又は第百九十六条第一項（第三者の詐欺更生）の罪</p> <p>五十六～六十（略）</p>

中央省庁等改革関係法施行法（平成十一年法律第六十号）（附則第二十七条関係）

改正案	現行
<p>（保険業法の一部改正）</p> <p>第五十五条 保険業法（平成七年法律第五号）の一部を次のように改正する。</p> <p>目次中「第二百六十五条の四十八・第二百六十五条の四十九」を「第二百六十五条の四十八」に改める。</p> <p>本則（第二百二十七条第七号、第三百二十二条第二項、第二百四条第二項、第二百三十条第二項、第二編第十章、第三百十一条の三及び第三百十二条を除く。）中「総理府令・大蔵省令」を「総理府令」に改め、「及び大蔵大臣」を削り、「総理府令・法務省令・大蔵省令」を「総理府令・法務省令」に、「金融監督庁長官」を「金融庁長官」に改める。</p> <p>第二百二十七条第七号中「総理府令・大蔵省令」を「総理府令（金融破綻^{たん}処理制度及び金融危機管理に係るものについては、総理府令・大蔵省令）」に改める。</p> <p>第二百六十条第一項第三号及び第八項第三号中「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改め、同条第十項中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。</p> <p>第二百六十五条の三第四項中「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改める。</p>	<p>（保険業法の一部改正）</p> <p>第五十五条 保険業法（平成七年法律第五号）の一部を次のように改正する。</p> <p>目次中「第二百六十五条の四十八・第二百六十五条の四十九」を「第二百六十五条の四十八」に改める。</p> <p>本則（第二百二十七条第七号、第三百二十二条第二項、第二百四条第二項、第二百三十条第二項、第二編第十章、第三百十一条の三及び第三百十二条を除く。）中「総理府令・大蔵省令」を「総理府令」に改め、「及び大蔵大臣」を削り、「総理府令・法務省令・大蔵省令」を「総理府令・法務省令」に、「金融監督庁長官」を「金融庁長官」に改める。</p> <p>第二百二十七条第七号中「総理府令・大蔵省令」を「総理府令（金融破綻^{たん}処理制度及び金融危機管理に係るものについては、総理府令・大蔵省令）」に改める。</p> <p>第二百六十条第一項第三号中「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改め、同条第四項及び第六項中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。</p> <p>第二百六十五条の三第四項中「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改める。</p>

第二百六十五条の四第二項中「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改め、同条第三項中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改め、同条第四項中「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改める。

第二百六十五条の八第一項中「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改め、同条第二項中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第二百六十五条の九、第二百六十五条の十一第二項、第二百六十五条の十二第二項、第二百六十五条の十四第四項及び第二百六十五条の十五第二項中「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改める。

第二百六十五条の十九第四項中「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改め、同条第五項中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第二百六十五条の二十第三項中「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改め、同条第四項中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第二百六十五条の二十二中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に、「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改める。

第二百六十五条の二十四中「大蔵大臣及び金融再生委員会」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改める。

第二百六十五条の二十九第一項第一号中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改め、同項第二号中「大蔵大臣」を「金融再生委

第二百六十五条の四第二項中「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改め、同条第三項中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改め、同条第四項中「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改める。

第二百六十五条の八第一項中「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改め、同条第二項中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第二百六十五条の九、第二百六十五条の十一第二項、第二百六十五条の十二第二項、第二百六十五条の十四第四項及び第二百六十五条の十五第二項中「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改める。

第二百六十五条の十九第四項中「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改め、同条第五項中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第二百六十五条の二十第三項中「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改め、同条第四項中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第二百六十五条の二十二中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に、「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改める。

第二百六十五条の二十四中「大蔵大臣及び金融再生委員会」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改める。

第二百六十五条の二十九第一項第一号中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改め、同項第二号中「大蔵大臣」を「金融再生委

員会及び大蔵大臣」に改める。

第二百六十五条の三十第一項中「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改め、同条第二項中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改め、同条第三項中「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改める。

第二百六十五条の三十四第四項及び第二百六十五条の三十七中「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改める。

第二百六十五条の三十九中「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改め、同条第三項中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第二百六十五条の四十二中「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に、「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第二百六十五条の四十三第一号及び第二号中「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改め、同条第三号中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第二百六十五条の四十四（見出しを含む。）中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第二百六十五条の四十五から第二百六十五条の四十七までの規定中「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改める。

第二百六十五条の四十八第二項中「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改め、同条第三項中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第二百六十五条の四十九を削る。

員会及び大蔵大臣」に改める。

第二百六十五条の三十第一項中「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改め、同条第二項中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改め、同条第三項中「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改める。

第二百六十五条の三十四第四項、第二百六十五条の三十七及び第二百六十五条の三十九中「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改める。

第二百六十五条の四十二中「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に、「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第二百六十五条の四十三第一号及び第二号中「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改め、同条第三号中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第二百六十五条の四十四（見出しを含む。）中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第二百六十五条の四十五から第二百六十五条の四十七までの規定中「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改める。

第二百六十五条の四十八第二項中「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改め、同条第三項中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第二百六十五条の四十九を削る。

第二百七十条の七第二項並びに第二百七十条の八第一項及び第二項中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第二百一条中「第百条の二」を「第百条の三」に改める。

第二百十条第一項中「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改める。

第二百十一条の三第二項第一号中「同条第五号」を「同条第七号」に改める。

第二百十一条の四中「大蔵大臣は」の下に、「、その所掌に係る金融破綻^{たん}処理制度及び金融危機管理に關し」を加える。

第二百十二条の見出しを「（総理府令等への委任）」に改め、同条中「総理府令・大蔵省令」を「総理府令」に、「、大蔵省令」を「、総理府令・大蔵省令」に改める。

第二百三十七条の二第一号中「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改める。

附則第一条の七第三項中「大蔵大臣及び金融再生委員会」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改める。

附則第一条の八及び第一条の十二中「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改める。

附則第三十八条第三項、第七十五条第二項、第七十九条及び第一百九条第三項中「総理府令・大蔵省令」を「総理府令」に改める。

（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正）

第五十七条 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年

第二百七十条の七第二項並びに第二百七十条の八第一項及び第二項中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第二百一条中「第百条の二」を「第百条の三」に改める。

第二百十条第一項中「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改める。

第二百十一条の三第二項第一号中「同条第五号」を「同条第七号」に改める。

第二百十一条の四中「大蔵大臣は」の下に、「、その所掌に係る金融破綻^{たん}処理制度及び金融危機管理に關し」を加える。

第二百十二条の見出しを「（総理府令等への委任）」に改め、同条中「総理府令・大蔵省令」を「総理府令」に、「、大蔵省令」を「、総理府令・大蔵省令」に改める。

第二百三十七条の二第一号中「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改める。

附則第一条の七第三項中「大蔵大臣及び金融再生委員会」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改める。

附則第一条の八及び第一条の十一中「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改める。

附則第三十八条第三項、第七十五条第二項、第七十九条及び第一百九条第三項中「総理府令・大蔵省令」を「総理府令」に改める。

（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正）

第五十七条 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年

法律九十五号)の一部を次のように改正する。

第三十八条第一項及び第六十条の二十一第一項中、「法務大臣及び大蔵大臣」を「及び法務大臣」に改める。

第九十四条の三十(見出しを含む)中、「金融監督庁長官」を「金融庁長官」に改める。

(保険業法の一部改正)

第五十九条 保険業法の一部を次のように改正する。

目次中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に改める。

本則(第一百七十七条第七号、第三百三十二条第二項、第九十条第十一項、第二百四十二条第二項、第二百三十二条第十二項、第二百三十一条第二項、第二百四十五条、第二百五十一条第一項、第二百五十五条第一項、第二百五十五条の二第一項、第二百五十五条の三第一項、第二百五十五条の四第一項、第四項及び第五項、第二百五十五条の五第一項、第二百六十条第十項、第二百六十五条の三第二項、第二百六十五条の四第三項、第二百六十五条の八第二項、第二百六十五条の十九第五項、第二百六十五条の二十第四項、第二百六十五条の二十一、第二百六十五条の二十九第一項第一号、第二百六十五条の三十第二項、第二百六十五条の三十四第一項、第二百六十五条の三十九第三項、第二百六十五条の四十二、第二百六十五条の四十三第三号、第二百六十五条の四十四、第二百六十五条の四十八第三項、第二百七十条の三第二項、第二百七十条の五第二項、第二百七十条の六の八第二項、第二百七十条の六の九第一項及び第二項、第二

法律九十五号)の一部を次のように改正する。

第三十八条第一項中、「法務大臣及び大蔵大臣」を「及び法務大臣」に改める。

第九十四条の十五(見出しを含む)中、「金融監督庁長官」を「金融庁長官」に改める。

(保険業法の一部改正)

第五十九条 保険業法の一部を次のように改正する。

目次中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に改める。

本則(第一百七十七条第七号、第三百三十二条第二項、第九十条第十一項、第二百四十二条第二項、第二百三十二条第十二項、第二百三十一条第二項、第二百五十一条第一項、第二百五十五条第一項、第六十条第四項及び第六項、第二百六十五条の三第二項、第二百六十五条の四第三項、第二百六十五条の八第二項、第二百六十五条の九第五項、第二百六十五条の二十第四項、第二百六十五条の二十一、第二百六十五条の二十九第一項第一号、第二百六十五条の三十二第二項、第二百六十五条の三十四第一項、第二百六十五条の四十二、第二百六十五条の四十三第三号、第二百六十五条の四十四、第二百六十五条の四十八第三項、第二百七十条の七第二項、第二百七十条の八第一項、第二項及び第四項、第二百九十一条第十二項、第三百十一条の三、第三百十二条並びに第三百十三条を除く。)中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に、「総理府令」を「内閣府令」に、「大蔵大

百七十条の七第二項、第二百七十条の八第一項、第二項及び第四項、第二百九十一条第十二項、第三百十一条の三、第三百十二条並びに第三百十三条を除く。）中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣に、「総理府令」を「内閣府令」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に、「大蔵省令」を「財務省令」に改める。

第二百二十七条第七号中「総理府令（）」を「内閣府令（）」に、「総理府令・大蔵省令」を「内閣府令・財務省令」に改める。

第二百三十一条第二項中「総理府令・大蔵省令」を「内閣府令・財務省令」に改める。

第一百九十条第十一項中「総理府令・法務省令」を「内閣府令・財務省令」に改める。

第二百四十二条第二項中「総理府令・大蔵省令」を「内閣府令・財務省令」に改める。

第二百二十三条第十二項中「総理府令・法務省令」を「内閣府令・法務省令」に改める。

第二百三十条第二項中「総理府令・大蔵省令」を「内閣府令・財務省令」に改める。

第二百四十五条中「総理府令・大蔵省令」を「内閣府令・財務省令」に、「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に改める。

第二百五十一条第一項及び第二百五十五条第一項中「総理府令・大蔵省令」を「内閣府令・財務省令」に改める。

第二百五十五条の二第一項中「金融再生委員会及び大蔵大臣」を「内閣総理大臣及び財務大臣」に、「総理府令・大蔵省令」を「内

閣府令」に、「大蔵省令」を「財務省令」に改める。

第二百二十七条第七号中「総理府令（）」を「内閣府令（）」に、「総理府令・大蔵省令」を「内閣府令・財務省令」に改める。

第二百三十二条第二項中「総理府令・大蔵省令」を「内閣府令・財務省令」に改める。

第一百九十条第十一項中「総理府令・法務省令」を「内閣府令・財務省令」に改める。

第二百四十二条第二項中「総理府令・大蔵省令」を「内閣府令・財務省令」に改める。

第二百二十三条第十二項中「総理府令・法務省令」を「内閣府令・法務省令」に改める。

第二百三十条第二項、第二百五十一条第一項、第二百五十五条第一項、第二百六十条第四項及び第六項、第二百六十五条の三第二項、第二百六十五条の四第三項、第二百六十五条の八第二項、第二百六十五条の十九第五項並びに第二百六十五条の二十第四項中「総理府令・大蔵省令」を「内閣府令・財務省令」に改める。

第二百六十五条の二十二中「総理府令・大蔵省令」を「内閣府令・財務省令」に、「金融再生委員会及び大蔵大臣」を「内閣総理大臣及び財務大臣」に改める。

第二百六十五条の二十九第一項第一号、第二百六十五条の三十二

第二項及び第二百六十五条の三十四第一項中「総理府令・大蔵省令」を「内閣府令・財務省令」に改める。

第二百六十五条の四十二中「金融再生委員会及び大蔵大臣」を「

閣府令・財務省令」に、「金融再生委員会の」を「内閣総理大臣の」に改める。

第二百五十五条の三第一項、第二百五十五条の四第一項、第四項及び第五項、第二百五十五条の五第一項、第二百六十条第十項、第二百六十五条の三第二項、第二百六十五条の四第三項、第二百六十五条の八第二項、第二百六十五条の十九第五項並びに第二百六十五条の二十四第四項中「総理府令・大蔵省令」を「内閣府令・財務省令」に改める。

第二百六十五条の二十二中「総理府令・大蔵省令」を「内閣府令・財務省令」に、「金融再生委員会及び大蔵大臣」を「内閣総理大臣及び財務大臣」に改める。

第二百六十五条の二十九第一項第一号、第二百六十五条の第三十二項及び第二百六十五条の三十四第一項中「総理府令・大蔵省令」を「内閣府令・財務省令」に改める。

第二百六十五条の三十九第三項及び第二百六十五条の四十二中「金融再生委員会及び大蔵大臣」を「内閣総理大臣及び財務大臣」に、「総理府令・大蔵省令」を「内閣府令・財務省令」に改める。

第二百六十五条の四十三第三号、第二百六十五条の四十四（見出しを含む。）、第二百六十五条の四十八第三項、第二百七十条の三第二項、第二百七十条の五第二項、第二百七十条の六の八第二項、第二百七十条の六の九第一項及び第二項並びに第二百七十条の七第二項中「総理府令・大蔵省令」を「内閣府令・財務省令」に改める。

内閣総理大臣及び財務大臣」に、「総理府令・大蔵省令」を「内閣府令・財務省令」に改める。

第二百六十五条の四十三第三号、第二百六十五条の四十四（見出しを含む。）、第二百六十五条の四十八第三項、第二百七十条の三第二項、第二百七十条の五第二項及び第二百七十条の七第二項中「総理府令・大蔵省令」を「内閣府令・財務省令」に改める。

第二百七十条の八第一項中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に、「総理府令・大蔵省令」を「内閣府令・財務省令」に改め、同条第二項中「総理府令・大蔵省令」を「内閣府令・財務省令」に改め、同条第四項中「金融再生委員会及び大蔵大臣」を「内閣総理大臣及び財務大臣」に、「総理府令・大蔵省令」を「内閣府令・財務省令」に改める。

第二百九十一条第十二項中「総理府令・法務省令」を「内閣府令・法務省令」に改める。

第三百十一条の三の見出し中「大蔵大臣」を「財務大臣」に改め、同条第一項中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改め、同項第一号中「総理府令・大蔵省令」を「内閣府令・財務省令」に改め、同条第二項中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に、「総理府令・大蔵省令」を「内閣府令・財務省令」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

第三百十一条の四中「調査」を削る。
第三百十二条の見出しを「（内閣府令等への委任）」に改め、同条中「総理府令（）」を「内閣府令（）」に、「総理府令・大蔵省令」

第二百七十条の八第一項及び第二項中「総理府令・大蔵省令」を「内閣府令・財務省令」に改め、同条第四項中「金融再生委員会及び大蔵大臣」を「内閣総理大臣及び財務大臣」に、「総理府令・大蔵省令」を「内閣府令・財務省令」に改める。

第二百九十一条第十二項中「総理府令・法務省令」を「内閣府令・法務省令」に改める。

第三百十一条の三の見出し中「大蔵大臣」を「財務大臣」に改め、同条第一項中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改め、同項第二号中「総理府令・大蔵省令」を「内閣府令・財務省令」に改め、同条第二項中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に、「総理府令・大蔵省令」を「内閣府令・財務省令」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

第三百十一条の四中「調査」を削る。

第三百十二条の見出しを「（内閣府令等への委任）」に改め、同条中「総理府令（）」を「内閣府令（）」に、「総理府令・大蔵省令」を「内閣府令・財務省令」に改める。

第三百十二条第一項中「金融再生委員会は」を「内閣総理大臣は」に、「第三条第一項の規定による免許その他金融再生委員会規則で定める処分に係る権限」を「政令で定めるもの」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を削る。

附則第一条の二中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に改める。

を「内閣府令・財務省令」に改める。

第三百十三条第一項中「金融再生委員会は」を「内閣総理大臣は」に、「第三条第一項の規定による免許その他金融再生委員会規則で定める処分に係る権限」を「政令で定めるもの」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を削る。

附則第一条の二中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に改める。

附則第一条の三中「総理府令・大蔵省令」を「内閣府令・財務省令」に改める。

附則第一条の七第三項、第一条の八及び第一条の十一中「金融再生委員会及び大蔵大臣」を「内閣総理大臣及び財務大臣」に改める。

附則第五条第一項中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に改める。

附則第三十八条第三項中「総理府令」を「内閣府令」に改める。

附則第六十一条及び第六十二条中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に改める。

附則第七十五条第二項中「総理府令」を「内閣府令」に改める。

附則第七十八条第一項中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に改める。

附則第七十九条中「総理府令」を「内閣府令」に改める。

附則第八十三条、第七十七条及び第一百五十五条中「金融再生委員会」

附則第一条の二の四第一項中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に改め、同条第二項及び第三項中「金融再生委員会及び大蔵大臣」を「内閣総理大臣及び財務大臣」に改める。

附則第一条の二の五第三項及び第一条の二の七第一項中「金融再生委員会及び大蔵大臣」を「内閣総理大臣及び財務大臣」に改める。

附則第一条の二の十二第一項中「大蔵省令」を「財務省令」に改める。

附則第一条の三から第一条の三の三までの規定中「総理府令・大蔵省令」を「内閣府令・財務省令」に改める。

附則第一条の七第三項、第一条の八及び第一条の十二中「金融再生委員会及び大蔵大臣」を「内閣総理大臣及び財務大臣」に改める。

附則第五条第一項中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に改める。

附則第三十八条第三項中「総理府令」を「内閣府令」に改める。

附則第六十一条及び第六十二条中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に改める。

附則第七十五条第二項中「総理府令」を「内閣府令」に改める。

附則第七十八条第一項中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に改める。

附則第七十九条中「総理府令」を「内閣府令」に改める。

附則第八十三条、第七百七条及び第七百十五条中「金融再生委員会」

を「内閣総理大臣」に改める。

附則第一百十九条第一項及び第二項中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に改め、同条第三項中「総理府令」を「内閣府令」に改める。

を「内閣総理大臣」に改める。

附則第百九十九条第一項及び第二項中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に改め、同条第三項中「総理府令」を「内閣府令」に改める。

(金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正)

第百六十一条 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を次のように改正する。

本則(第百九十四条の三十を除く。)中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に、「労働大臣」を「厚生労働大臣」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

第百九十四条の三十を次のように改める。

(権限の委任)

第百九十四条の三十 内閣総理大臣は、この法律による権限(政令で定めるものを除く。)を金融庁長官に委任する。

(金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正)

第百六十一条 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を次のように改正する。

本則(第百九十四条の十五を除く。)中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に、「労働大臣」を「厚生労働大臣」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

第百九十四条の十五を次のように改める。

(権限の委任)

第百九十四条の十五 内閣総理大臣は、この法律による権限(政令で定めるものを除く。)を金融庁長官に委任する。

改正案	現行
<p>（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正）</p> <p>第十一条 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。</p> <p>目次中「第七百七十七条」を「第七百七十七条の二」に、「第七百七十七条の二」を「第七百七十七条の二の二」に、「第二款 保険会社の更生手続における保険契約の取扱い等（第七百七十七条の二十八・第七百七十七条の三十四）」を「 「第二款 保険会社の更生手続における保険契約の取扱い等（第七百七十七条の二十八・第七百七十七条の三十四）」を 第四章の二 金融機関等の再生手続の 第一節 監督庁による再生手続開始 第二節 預金保険機構の権限（第百 第三節 投資者保護基金の権限（第 ける保険契約の取扱い等（第七百七十七条の二十八・第七百七十七条の特例 の申立て等（第七百七十八条・第七百七十八条の七） 七十八條の八・第七百七十八條の二十四） 百七十八條の二十五・第七百七十八條の四十） 三十四） に、「第七百七十八條」を「第七百七十八條の四十一」に改</p>	<p>（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正）</p> <p>第十一条 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。</p> <p>目次中 「第二節 預金保険機構の権限（第六百六十五条・第七百七十七條の二） 第三節 投資者保護基金の権限（第七百七十七條の二・第七百七十七條の十四）」を 「 第二節 預金保険機構の権限（第六百六 第三節 投資者保護基金の権限（第百 七條） 第四章の二 金融機関等の再生手続の特 第一節 監督庁による再生手続開始の 第二節 預金保険機構の権限（第七百 第三節 投資者保護基金の権限（第百 十五條・第七百七十七條の二） 七十七條の二の二・第七百七十七條の十四） 例 申立て等（第七百七十八條・第七百七十八條の七） 十八條の八・第七百七十八條の二十四） 七十八條の二十五・第七百七十八條の四十） 七十八條の四十一」に改める。</p>

める。

第一条中「更生手続」の下に「再生手続」を加える。

第二条第七項を次のように改める。

7 この法律において「預金等債権」とは、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第二項に規定する預金等（政令で定めるものを除く。）に係る債権をいう。

第二十四条第一項中「（同条第四項を除く。）」を削り、「更生手続開始の登記」とあるのは「更生計画認可の登記」と、「整理開始又は特別清算開始の登記」とあるのは「破産の登記又は再生手続開始の登記」と、同条第三項中「更生手続開始決定取消の登記」とあるのは「更生計画認可の取消しの登記」を、「整理開始又は特別清算開始」とあるのは「整理開始」に改める。

（略）

第一条中「更生手続」の下に「再生手続」を加える。

第二条第五項を次のように改める。

5 この法律において「預金等債権」とは、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第二項に規定する預金等（政令で定めるものを除く。）に係る債権をいう。

第二十四条第一項中「（同条第四項を除く。）」を削り、「更生手続開始の登記」とあるのは「更生計画認可の登記」と、「整理開始又は特別清算開始の登記」とあるのは「破産の登記又は再生手続開始の登記」と、同条第三項中「更生手続開始決定取消の登記」とあるのは「更生計画認可の取消しの登記」を、「整理開始又は特別清算開始」とあるのは「整理開始」に改める。

（略）